

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社一 弘前市大字城東 中央一丁目一〇	株式会社一 弘前市大字城東 中央一丁目一〇	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団 青森市中央三丁目二〇の三〇	青森県 青森市長島一丁目一	青森県 青森市長島一丁目一	青森県 青森市長島一丁目一	社会福祉法人ぶさん会 八戸市根城九丁目一八の二三	名称 主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス者	障害福祉サービスを行う	年月日 平成二六・四・一
重度訪問介護	居宅介護	就労継続支援A型	短期入所	施設入所支援	生活介護	共同生活介護	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う	年月日 平成二六・三・二六	
イーケアゆきあかり	イーケアゆきあかり	就労サポートセンター	青森県立さわらび療育福祉センター	青森県立さわらび療育福祉センター	青森県立さわらび療育福祉センター	地域生活支援センター柿の木苑	名称 所在地	障害福祉サービスを行う	年月日 平成二六・三・二六	
弘前市大字豊田一丁目一〇の三	弘前市大字豊田一丁目一〇の三	東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四	弘前市大字中別所字平山一六八	弘前市大字中別所字平山一六八	弘前市大字中別所字平山一六八	八戸市大字尻内河原五〇の三	所在地	障害福祉サービスを行う	年月日 平成二六・三・二六	
"	"	"	"	"	"	"	年月日 平成二六・三・二六			

社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	就労移行支援	就労支援センター	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	"
株式会社しあわせ農園	つがる市木造増田一五の七	就労移行支援	ワークシェア	五所川原市大字一田字下り松七	"
社会福祉法人健誠会	つがる市森田町三の二	生活介護	多機能型事業所	つがる市森田町二森田月見野四七	"
社会福祉法人健誠会	つがる市森田町三の二	就労継続支援B型	多機能型事業所	つがる市森田町二森田月見野四七	"
有限会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	居宅介護	訪問介護ステーション	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	"
有限会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	重度訪問介護	訪問介護ステーション	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	"

青森県告示第二百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立さわらび療育福祉センター	弘前市大字中別所字平山一六八	平成二六・四・一
名称	設置の場所	指定年月日

青森県告示第二百九十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所名称	所在地	指定期日
	青森県	青森市長島一丁目一				
青森県	青森市長島一丁目一	青森市長島一丁目一	放課後等デイサービス	青森県立さくら福祉センター	弘前市大字中別所字平山一六八	"
特定非営利活動法人	弘前市大字城東五丁目一三の六	弘前市大字城東五丁目一三の六	放課後等デイサービス	放課後デイサービスhmart	弘前市大字城東五丁目一三の六	"
社会福祉法人北心会	和田市西二一四番町六の二	和田市西二一四番町二の二	放課後等デイサービス	どじょっこ	和田市西二一四番町二の二	"

青森県告示第二百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

五月九日	午後一時から午後三時まで	平川市碓ヶ関総合支所	田舎館村	検査対象区域
五月八日	午前十一時から正午まで	田舎館村民体育館		
五月十三日	午前十一時三十分から午後一時まで	平川市尾上地域福祉・保健センター	平川市	検査対象区域
五月十四日	午前十一時三十分から正午まで	平川市葛川支所		
五月十五日	午前十一時三十分から正午まで	平川市役所本庁舎前	田舎館村	検査対象区域
五月十六日	午後一時から午後三時まで			
五月十九日	午前十一時から正午まで	中央公民館	大鰐町	検査対象区域
"	午後一時から午後三時まで			

八月二十八日	午前十一時から 正午まで	蓬田村役場	蓬田村
"	午後一時から 午後二時まで	今別町役場前	
八月二十七日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後二時から 午後三十分まで	大川平文化会館	
"	午前十一時三十分から 正午まで	浜名公民館	今別町
八月二十六日	午前十時三十分から 午前十一時まで	漁港	
"	午後二時から 午後三十分まで	漁港	大泊
"	午前十一時三十分から 正午まで	支所	東部
八月二十五日	午前十時三十分から 午前十一時まで	竜飛今別漁業協同組合奥平部漁港	風間浦村
"	午前十一時から 正午まで	易国間漁業協同組合倉庫	
八月二十一日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	蛇浦漁業協同組合倉庫	
"	午後一時から 午後三時まで		
"	午前十一時から 正午まで	大間町立公民館	大間町
八月二十日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	奥戸漁業協同組合水産物保管倉庫	
"	午後一時から 午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	
"	午前十一時三十分から 正午まで		
"	午前十時三十分から 午前十一時まで	所	磯谷支

九月十日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	山口コミュニケーションセンター	
"	午後二時から 午後三時まで	所	茂浦支
"	午前十一時から 正午まで	支所 荷捌所	東田沢
九月九日	午前十時から 午前十一時三十分まで	庫	平内町漁業協同組合本所車庫
"	午後二時から 午後三十分まで	内童子コミュニティセンタ	
九月八日	午後二時から 午後三時まで	支所	平内町漁業協同組合清水川支所
"	午後二時から 午後三十分まで	外ヶ浜町役場車庫	
九月四日	午前十時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで	塩越会館	
九月三日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	大平会館	
"	午後二時から 午後三十分まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	
"	午後二時から 午後三時まで	弥蔵釜コミュニティセンタ	外ヶ浜町
九月二日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	舟岡コミュニティセンター	
"	午後二時から 午後三時まで	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	
"	午後一時から 午後二時三十分まで	外ヶ浜町ふるさとセンター	
九月一日	午前十一時から 正午まで	支所	竜飛今別漁業協同組合竜飛支所
"	午後二時から 午後三十分まで		

十月二日	午前九時三十分から 正午まで	南部町立剣吉公民館	南部町
十月一日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	南部町立中央公民館	南部町
"	午後一時から 午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
九月三十日	午前九時三十分から 正午まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
九月二十九日	午後一時から 午後三時まで	新郷村役場車庫前	新郷村
"	午前十時三十分から 正午まで	新郷村役場車庫前	新郷村
九月十九日	午前九時三十分から 午前十時まで	西越地区公民館	新郷村
"	午後一時から 午後三時まで	五戸町立公民館	五戸町
九月十八日	午前九時三十分から 正午まで	五戸町立公民館	五戸町
"	午後一時から 午後三時まで	五戸町役場川内支所	五戸町
九月十七日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	五戸町
"	午後一時三十分から 午後三時まで	倉石コミュニティセンター	五戸町
九月十六日	午前十一時から 正午まで	五戸町役場浅田支所	五戸町
九月十二日	午前九時三十分から 午前十一時まで	ハートフルプラザはしかみ	階上町
"	午後三時から 午後四時まで	農村婦人の家	階上町
九月十一日	午後一時から 午後二時三十分まで	階上漁業協同組合	階上町
"	午後三時から 午後三時まで	平内町立体育館	階上町

十月二十四日	午前九時三十分から 午前十一時まで	中央公民館車庫	田子町
"	午後一時から 午後三時まで	中央公民館車庫	田子町
十月二十三日	午前九時三十分から 午前十一時まで	石亀地区研修センター	田子町
"	午後一時から 午後二時まで	石亀地区研修センター	田子町
十月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町民体育館	三戸町
"	午後一時から 午後三時まで	三戸町民体育館	三戸町
十月二十一日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	" 猿辺支所	三戸町
十月二十日	午後二時から 午後三十分まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
"	午後二時から 午後三時まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
十月三日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場南部分庁舎車庫	階上町
"	午後三時から 午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	階上町

青森県告示第百九十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

階上町

- 二 測量の種類
公共測量（数値撮影(デジタル)、写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十五年七月十六日から平成二十六年三月十九日まで
- 四 測量の地域
三戸郡階上町全域

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人道
代表者の氏名
李澤 道代
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字長苗代字幕ノ内三二の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース黒石駅前店
黒石市ぐみの木一丁目二七五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	平成 二六・三・三
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保		

- 四 届出年月日
平成二十六年三月十二日
- 五 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所
- 2 期間
平成二十六年四月七日から同年八月七日まで
- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバースむつ旭町店

むつ市旭町一七七の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変 更 日	平成 二〇・〇・三
-------------	--	-------------	--	-------------	--------------

四 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十六年四月七日から同年八月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

つがる西北五広域連合西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	を
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二の三	に、
つがる西北五広域連合つがる成人病センター	つがる市木造末広四三の三	を
医療法人誠仁会尾野病院	〃 木造若竹五	を
医療法人誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹五	に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭